

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
40	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

堺市は、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報の保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

大阪府堺市長

公表日

令和7年8月28日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務
②事務の概要	<p>○事務全体の概要 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)に基づき、生活保護法に準じて、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・教育・医療・介護扶助等の保護を行う。</p> <p>○特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規程に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">① 保護の実施に関する事務② 保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務③ 職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務④ 保護の停止又は廃止に関する事務⑤ 就労自立給付金及び進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務⑥ 保護に要する費用の返還に関する事務⑦ 徴収金の徴収に関する事務⑧ 医療扶助のオンライン資格確認に関する事務<ul style="list-style-type: none">I 生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等へ特定個人情報の連携II 医療保険者等向け中間サーバー等において資格履歴を管理III 医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務IV 医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等<p>※ II ~ IVは社会保険診療報酬支払基金に委託して行う。</p>
③システムの名称	・生活保護情報システム ・共通基盤システム ・統合利用番号連携サーバー ・中間サーバー、医療保険者等向け中間サーバー等、ガバメントクラウド

2. 特定個人情報ファイル名

生活保護ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第2項 堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第3条第1項 別表第1 第7項
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
--------	--------------------	---------------------------------------

②法令上の根拠	番号法第19条第9号 堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第3条第2項 別表第2 第7項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉局生活福祉部生活援護管理課
②所属長の役職名	生活援護管理課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	堺市役所 市長公室 広報部 市政情報課 〒590-0078 大阪府堺市堺区南瓦町3番1号 電話番号 : 072-228-7439
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	堺市 健康福祉局 生活福祉部 生活援護管理課 〒590-0078 堀市堺区南瓦町3番1号 電話番号 : 072-228-7412
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [1,000人以上1万人未満] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> [500人未満] 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> [発生なし] 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[委託しない]
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[提供・移転しない]
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[接続しない(入手)] [接続しない(提供)]
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		住基ネット照会を行う際には4情報による照会を行うことを厳守しており、複数で確認を行う等、取扱いの際には細心の注意を払っている。

9. 監査

実施の有無 [] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発 [] 十分に行っている []

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策]
	<選択肢> <ul style="list-style-type: none">1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[] 十分である []
判断の根拠	住基ネット照会を行う際には4情報による照会を行うことを厳守しており、複数で確認を行う等、取扱いの際には細心の注意を払っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月2日	所属長	福田 達也	河内 義慶	事後	人事異動のため
平成28年6月2日	対象人数	平成27年1月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	上記項目の変更に合わせ、抽出日も最新の時点に変更
平成28年6月2日	取扱者数	平成27年1月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	上記項目の変更に合わせ、抽出日も最新の時点に変更
平成29年10月3日	対象人数	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	上記項目の変更に合わせ、抽出日も最新の時点に変更
平成29年10月3日	取扱者数	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	上記項目の変更に合わせ、抽出日も最新の時点に変更
平成30年4月30日	②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	根拠法令の改正のため
平成30年4月30日	所属長	河内 義慶	長谷川 三博	事後	人事異動のため
平成30年4月30日	対象人数	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	上記項目の変更に合わせ、抽出日も最新の時点に変更
平成30年4月30日	取扱者数数	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	上記項目の変更に合わせ、抽出日も最新の時点に変更
平成30年8月27日	所属長	長谷川 三博	生活援護管理課長	事後	様式変更に伴う所要の変更
平成31年4月1日	対象人数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	上記項目の変更に合わせ、抽出日も最新の時点に変更
平成31年4月1日	取扱者数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	上記項目の変更に合わせ、抽出日も最新の時点に変更
平成31年4月1日	VI リスク対策	-	項目の追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	②法令上の根拠	<p>1. 別表第二における情報提供の根拠 番号法別表第二第9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第8条第1号イ、第2号イ、第9条第1号ニ、第3号口、第4号ニ、第11条第1号ニ・2号口・4号イ、第12条第1号リ・第2号ト・第3号、第4号リ・第6号ト、第8号又、第14条第3号イ、第17条第1号、第19条第1号又・第2号から第6号、第20条第4号から第7号・第9号口・第10号、第21条第1号ハ・第4号、第5号・第7号から第9号、第22条第2号から第6号・第8号・第10号・第11号、第23条第1号、第24号第1号、第26条の4第1号、第27条第3号イ、第28条第1号ハ・第32条第1号イ・第2号イ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号又、第47条第2号イ・第3号イ・第4号イ・第5号イ・第6号イ・第7号イ・第8号イ・第9号イ・第10号イ・第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ、第19号イ、第20号、第21号、第22号イ、第23号イ、第52条、第53条第1号ニ・第2号ニ・第3号ハ・第55条第1号リ・第6号ヘ・第7号ハ・第9号木・第10号ハ・第10号木、第59条の2第1号リ、第59条の3第1号イ、第2号イ</p>	<p>1. 別表第二における情報提供の根拠 第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(番号法別表第二第9、10、14、16、20、21、24、26、27、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項)</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第8条第1号イ、第2号イ、第9条第1号ニ、第3号口、第4号ニ、第11条第1号ニ・2号口・4号イ、第12条第1号リ・第2号ト・第3号、第4号リ・第6号ト、第8号又、第14条第3号イ、第17条第1号、第19条第1号又・第2号から第6号、第20条第4号から第7号・第9号口・第10号、第21条第1号ハ・第4号、第5号・第7号から第9号、第22条第2号から第6号・第8号・第10号・第11号、第23条第1号、第24号第1号、第26条第1号、第27条第3号イ、第28条第1号ハ・第32条第1号イ・第2号イ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号又、第47条第2号イ・第3号イ・第4号イ・第5号イ・第6号イ・第7号イ・第8号イ・第9号イ・第10号イ・第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ、第19号イ、第20号、第21号、第22号イ、第23号イ、第52条、第53条第1号ニ・第2号ニ・第3号ハ・第55条第1号リ・第6号ヘ・第7号ハ・第9号ハ・第10号木、第59条の2第1号リ、第59条の3第1号イ、第2号イ</p>	事後	根拠法令の改正等のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	②事務の概要	<p>○事務全体の概要 生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・教育・医療・介護扶助等の保護を行う。</p> <p>○特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 生活保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)の規程に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>① 保護の実施に関する事務 ② 保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③ 職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④ 保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤ 就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑥ 保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦ 徴収金の徴収に関する事務</p>	<p>○事務全体の概要 生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・教育・医療・介護扶助等の保護を行う。</p> <p>○特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 生活保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)の規程に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>① 保護の実施に関する事務 ② 保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③ 職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④ 保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤ 就労自立給付金及び進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑥ 保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦ 徴収金の徴収に関する事務</p>	事後	事務の追加による変更
令和3年9月1日	②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	根拠法令の改正等のため
令和3年9月1日	対象人数	平成31年4月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	上記項目の変更に合わせ、抽出日も最新の時点に変更
令和3年9月1日	取扱者数	平成31年4月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	上記項目の変更に合わせ、抽出日も最新の時点に変更
令和5年9月11日	I事務の概要	(追加の記載)	医療扶助のオンライン資格確認に係る記載の追加	事前	
令和5年9月11日	I③システムの名称	(追加の記載)	医療保険者等向け中間サーバー等を追加	事前	
令和5年9月11日	対象人数	令和3年9月1日時点	令和5年8月1日時点	事前	
令和5年9月11日	取扱者数	令和3年9月1日時点	令和5年8月1日時点	事前	
令和5年10月30日	I事務の概要	(追加の記載)	医療扶助のオンライン資格確認に係る記載の追加	事前	
令和7年8月28日	対象人数	令和5年8月1日時点	令和7年4月1日時点	事前	
令和7年8月28日	取扱者数	令和5年8月1日時点	令和7年4月1日時点	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月28日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		十分である (判断の根拠) 住基ネット照会を行う際には4情報による照会 を行うことを厳守しており、複数で確認を行う 等、取扱いの際には細心の注意を払っている。	事前	
令和7年8月28日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策		2.目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報 との紐付けが行われるリスクへの対策 当該対策は十分か【再掲】 十分である	事前	
令和7年8月28日	1.特定個人情報ファイルを取り 扱う事務/③システムの名称	・生活保護情報システム ・共通基盤システム ・統合利用番号連携サーバー ・中間サー バー、医療保険者等向け中間サーバー等	・生活保護情報システム ・共通基盤システム ・統合利用番号連携サーバー ・中間サー バー、医療保険者等向け中間サーバー等 ・ガ バメントクラウド	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月28日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務/②事務の概要	<p>○事務全体の概要 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)に基づき、生活保護法に準じて、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・教育・医療・介護扶助等の保護を行う。</p> <p>○特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規程に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 保護の実施に関する事務 ② 保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③ 職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④ 保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤ 就労自立給付金及び進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑥ 保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦ 徴収金の徴収に関する事務 ⑧ 医療扶助のオンライン資格確認に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> I 生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等へ特定個人情報の連携 II 医療保険者等向け中間サーバー等において資格履歴を管理 III 医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 IV 医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 ※ II ~ IVは社会保険診療報酬支払基金に委託して行う。 	<p>○事務全体の概要 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)に基づき、生活保護法に準じて、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・教育・医療・介護扶助等の保護を行う。</p> <p>○特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規程に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 保護の実施に関する事務 ② 保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③ 職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④ 保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤ 就労自立給付金及び進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑥ 保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦ 徴収金の徴収に関する事務 ⑧ 医療扶助のオンライン資格確認に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> I 生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等へ特定個人情報の連携 II 医療保険者等向け中間サーバー等において資格履歴を管理 III 医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 IV 医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 ※ II ~ IVは社会保険診療報酬支払基金に委託して行う。 	事前	